

広島大学 高等教育研究開発センター
『東京大学・国立大学授業料値上げ問題を考える座談会』
2024年8月28日(水)14:00-16:00

国立大学の授業料の在り方を
議論するための関連する話題の提供

白川優治(千葉大学)
shirakawa@faculty.chiba-u.jp

本報告の目的と概要

■ 本報告の目的

- ◆ 特定の大学の議論ではなく、**国立大学全体としての今後の在り方を議論することを目的**に、国立大学の授業料・学生納付金の位置と意味を考えるための関連データ・論点を話題提供

■ 概要

はじめに: 1. 国立大学における「学生納付金」の現状

話題①: 2. 学生に対する経済的支援の現状

話題②: 3. 大学財政・経営からみた学生納付金の位置

話題③: 4. 価格妥当性と公費負担の可能性

おわりに: 5. 国立大学の学生納付金の今後のあり方をめぐる論点

- ・個々の大学に関する情報は全て公開資料に基づくものです
- ・本報告は科学研究費(21K02652, 24K06121)の研究活動の一部です

はじめに

1. 国立大学における「学生納付金」の現状

■ 国立大学の入学料・授業料

- ◆ 標準額: 入学料 282,000円・年額授業料535,800円
- ◆ 標準額の20%を上限に各大学が定める(下限はない)

■ 「授業料」に関するこれまでの経過

- ◆ 2004年の法人化時: 授業料標準額 520,800円(法人化前と同額)とし、標準額の10%を上限に各大学が定める制度
- ◆ 2005年: 授業料標準額を535,800円に引き上げ
 - ・ 83大学中80大学が引き上げ、2大学は据置、1大学は引き上げ幅圧縮
- ◆ 2006年: 2大学が標準額に引き上げ、1大学のみ据置まま
- ◆ 2007年: 大学裁量幅を標準額の10%上限から20%上限に引き上げ
- ◆ 2008年: 全ての国立大学が標準額に設定(据置の大学が標準額に引き上げ)
- ◆ 2019-2024年にかけて首都圏の大学での授業料値上げ
 - ・ 2019年4月 東京工業大学・東京芸術大学
 - ・ 2020年4月 千葉大学・一橋大学・東京医科歯科大学
 - ・ 2024年4月 東京農工大学

国立大学の法人化過程での「学生納付金」の位置付け

■ (学生納付金の取り扱い)

○ 学生納付金については、教育の機会均等、優秀な人材の養成とあわせて、大学の自主性・自律性の向上等にも配慮する必要がある。したがって、運営費交付金算定への反映のさせ方に配慮しつつ、各大学共通の標準的な額を定めた上で、一定の納付金の額について、国がその範囲を示し、各大学がその範囲内で具体的な額を設定することとする

国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議(2002)『新しい「国立大学法人」像について』

■ 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議「財務会計制度委員会(第5回・第8回)」での議論

- ◆ 国立大学が学部別に授業料を設定することは、学問分野の差別化に繋がる恐れがあり採るべきではないと考える
- ◆ 国立大学の独立行政法人化は、競争原理を大学に取り込むことが一番のポイント。授業料についても大学にある程度の自由度を持たせることが、この競争原理に叶うのではないかと。ただ、完全にフリーハンドにしてしまうと、止めどが無くなって崩壊する大学が出てくる恐れもあるので、国が一定の幅を設け、その中で大学が自由に設定する案が良いと考える
- ◆ 国立大学法人が公共性の観点から一定の制限を受けながら、財務運営における自主、自律性を高め主体的な教育・研究を行うのであれば、授業料については、国が一定の幅を設け、その中で大学が自由に設定する案が最も妥当なのではないか
- ◆ 大学の裁量に任せるとしても、教育コストをきちんと計算したうえで、授業料は教育のために必要な額しか納付させていないということを示すべきと考える
- ◆ 日本の国立大学の授業料は、高等教育への公財政支出が先進諸国の比べ低い状況にある裏返しとして先進諸国の中で最高水準にあり、独法化を機会に授業料を値上げし、より多くの収入を確保することを考えるべきではない
- ◆ 授業料の値上げ分を各大学が自由に使えることを前提に、一定の範囲で額の上下を可能とすることについても、大学の構造として授業料の値上げ分が研究条件の改善に使用される可能性が強いことから、基本的な教育・研究活動の経費は学生納付金と運営交付金で賄うという考えとの間でいたずらに混乱を招くと思う。学生の入学定員と授業料を国が縛り、分野を問わず総体的に低廉な授業料で、一定量の教育の機会を提供していくことを国立大学として維持すべき
- ◆ 学生納付金は一定の範囲の中で良質な教育サービスの提供への見返りを求めることができてもよいのではないかと
- ◆ 授業料の上限を設定するという考え方に非常に危険なものを感じる
- ◆ 将来的には、授業料のコスト計算をしなくてはならないと思う。イギリスでいえば平均コストの4分の1を授業料とすることにより、全体のコスト増と授業料の値上げが明確にリンクしているが、日本の場合には私学との比較だけで値上げしており、値上げする際の実感が薄い。恐らく一部の分野については、コスト計算すると今でも取りすぎだろうと思うが、セグメント会計を行うことなどにより国の負担している部分が明確になれば、授業料について納得していただける要素が十分あるのではないかと
- ◆ 授業料収入を増やすことを考えるのであれば、私学に比べ学生教官比が有利であることをから、入学定員に対して入学者の一定の超過を認める方がより現実的な選択ではないかと思う

学生納付金の特徴とこれまでの社会的議論

■ 学生納付金の意味と性格

◆ 学生納付金の意味

- ・ 支払い者から見れば「教育サービス」の購入代金であり、教育サービスの供給側から見れば売却代金
- ・ 在学契約に基づいて、大学側は教育サービスを提供する責務を負い、学生・生徒側は授業料その他の所定の金銭を支払うべき債務を負う双務契約の関係

◆ 学生納付金の性格

- ・ 信用取引としての前払金
- ・ パッケージとしての授業料 ← 単位従量制との相違
- ・ 対価としての「教育サービス」とは何か = 授業だけではない教育サービスの意味

■ 学生納付金をめぐる社会的議論

◆ 消費者契約法(2011年)による学納金返還訴訟(2006年最高裁判決)

- ・ 「入学金」と「授業料等」の扱いの違い
- ・ 授業料・施設設備費の位置付けの明確化「授業の受講や施設の使用に対する対価」

◆ 2020年:コロナ禍での問題提起

- ・ 特に私立大学における「施設設備費」をめぐる議論

◆ 2024年:国立大学の授業料をめぐる議論

学生納付金の特殊性

■ 学生納付金の特性

- ◆ 「授業料」の根拠の不明確さ：教育コストの算出の困難さ
 - ・ 大学の組織的特性として教育と研究の一体性(結合生産)
- ◆ 他の国ではあまりみられない制度としての「入学金」
 - ・ 手付金としての意味(にしては金額が大きい)
 - ・ 同制度が存在した韓国では廃止
- ◆ (主に私立大学において)「授業料」以外の費目の存在
 - ・ 実験・実習費や教育充実費などの大学独自の費目
 - ・ 実質的な授業料であるが、別費目により「授業料」を見かけ上、小さくみせてきた
 - ・ いくつかの大学(立命館・早稲田・立教など)は「授業料」への一元化
- ◆ 施設設備経費の負担
 - ・ 国立大学では国庫負担(施設整備費補助金)
 - ・ 私立大学では「施設設備費」としての学生納付金の一部

■ 学生納付金の水準設定に対する理念的意味・根拠

- ◆ 育英主義(戦前期の帝国大学・官立大学)
- ◆ 教育機会の均等(戦後の国立大学)
- ◆ 社会的必要に対応した人材の計画的育成(目的養成学部)
- ◆ 大学教育の公共性
- ◆ 受益者負担論
- ◆ 国私格差の是正(1970年代以降の国立大学の授業料値上げの背景)
- ◆ 地域内均衡・分野内均衡(私立大学の横並びの背景)

国立大学での入学料・授業料以外の「納付金」

■ 国立大学の一部(19大学=23.2%)においては入学料・授業料以外の納付金(任意ではなく全員納付)を設定

◆ 具体的な項目(大学・学部によって異なる)

- 保険料(学生教育研究災害傷害保険)
- 諸会費(学友会・学生会・同窓会・後援会・キャンパス整備会など)
- 試験・検定受験料(医療系学部での共通試験受験料、TOEIC-IPテスト受験料など)
- 研修・実習費
- 教材費

◆ 金額は、3,300円(学研災)～30万円程度まで多様

独自設定による納付金の意味

＝「実費負担」「代理徴収」「授業料とは異なる名称による教育経費の負担？」

話題①

2. 学生に対する経済的支援の現状

■ 授業料に関する議論には負担軽減制度の議論がセット

◆ 修学支援新制度の推定受給率

(各大学が法令に基づいて公表している「更新確認申請書」をもとに、大学別の受給人数を拾い上げ、学部学生数をもとに計算)

- 2023年度 国立大学全体(分析可能な76校分)の平均値:8.24%
(=受給者合計:33211/学部学生合計:403198)
 - 上位3校:23.95%、18.74%、15.55%
 - 下位3校:3.34%、3.87%、3.90%

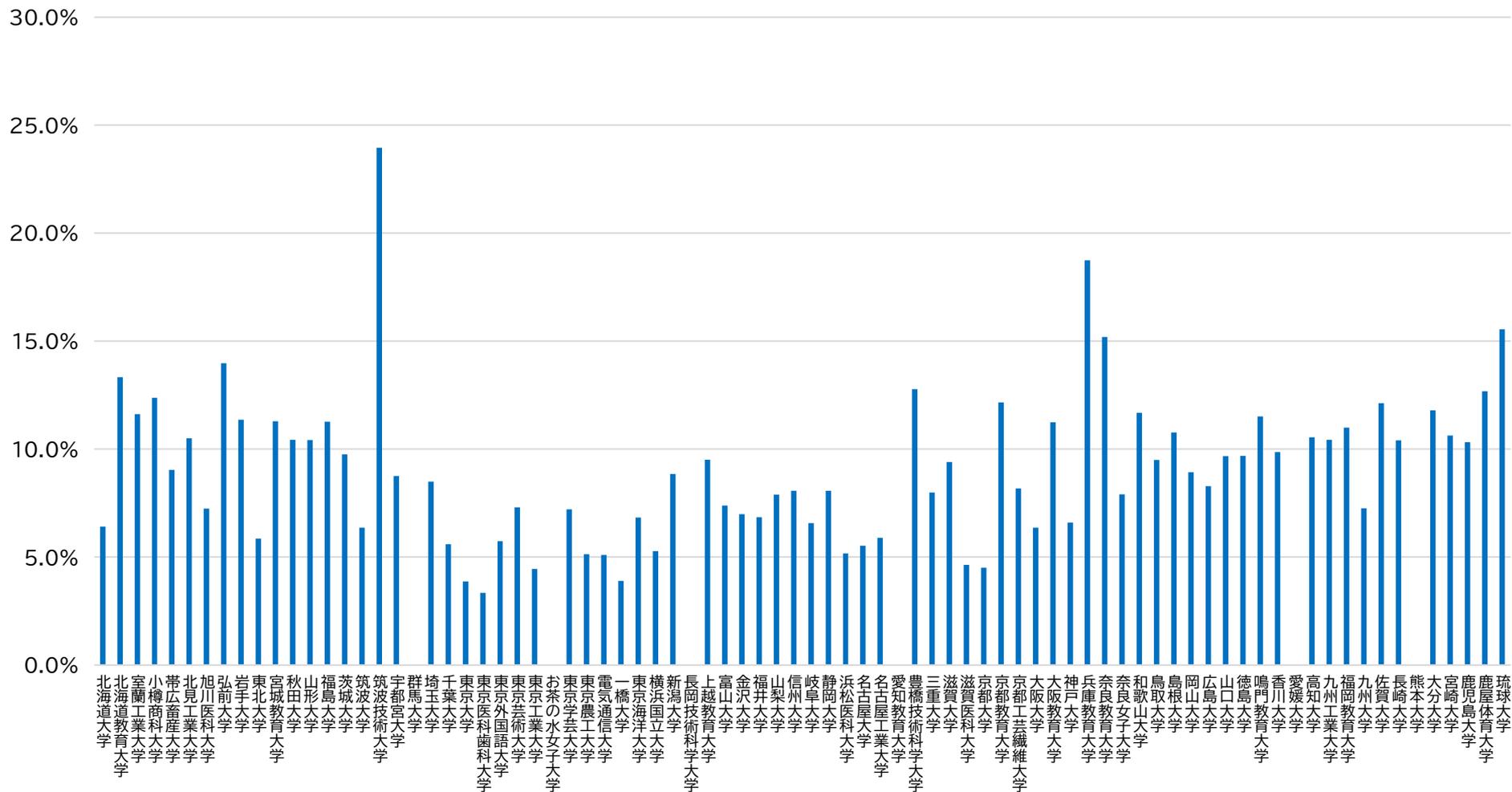
◆ 日本学生支援機構 貸与型奨学金の推定受給率

(日本学生支援機構が公表している「学校毎の貸与及び返還に関する情報」をもとに、大学別の受給人数を拾い上げ、学部学生数をもとに計算)

- 2022年度 国立大学全体(82校分)の平均値:25.7%
(=110696/430947)
 - 上位3校:50.1%、48.4%、42.8%
 - 下位3校:7.6%、8.2%、9.6%

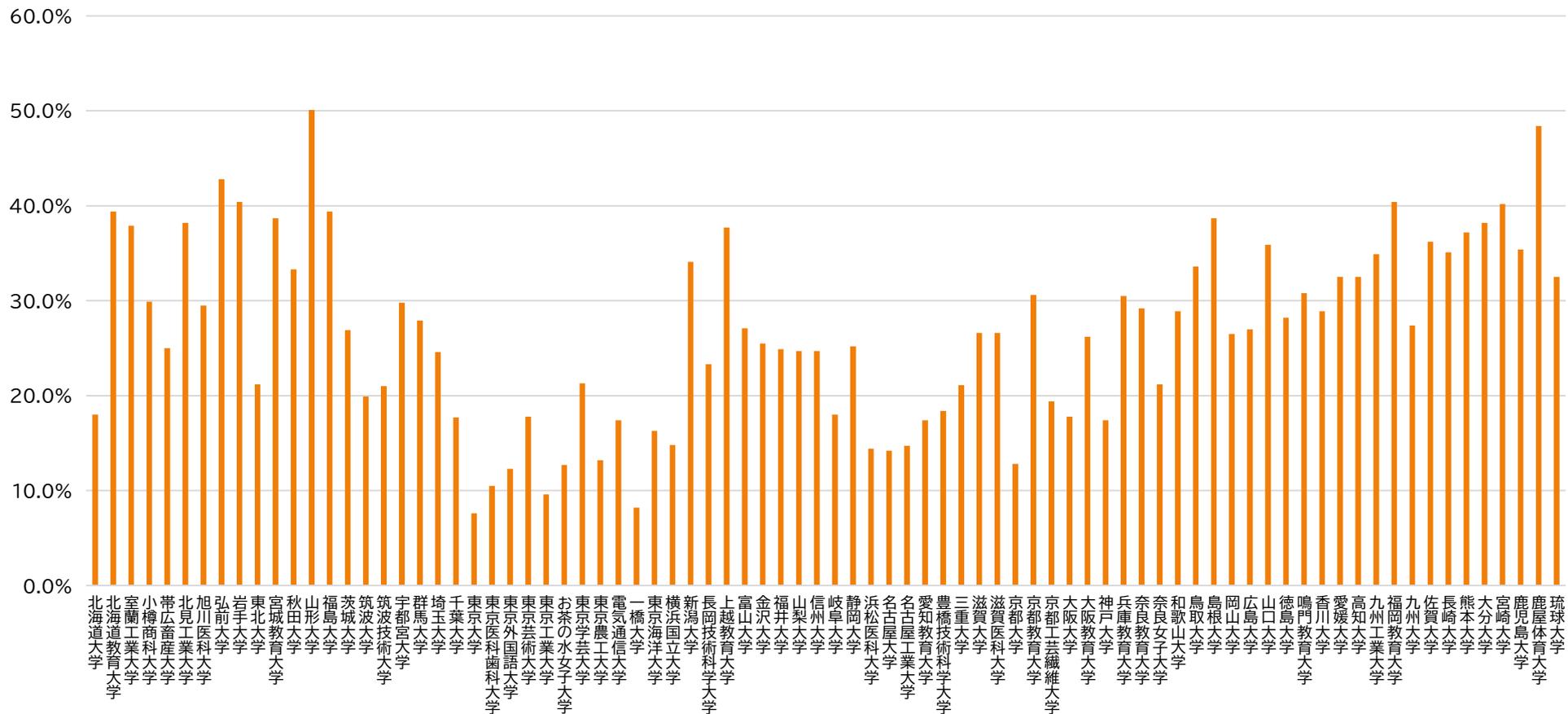
両者ともに大学間で大きな差がある:地域差と大学特性を背景とする

大学別にみた修学支援新制度の推定受給率(2023年度)



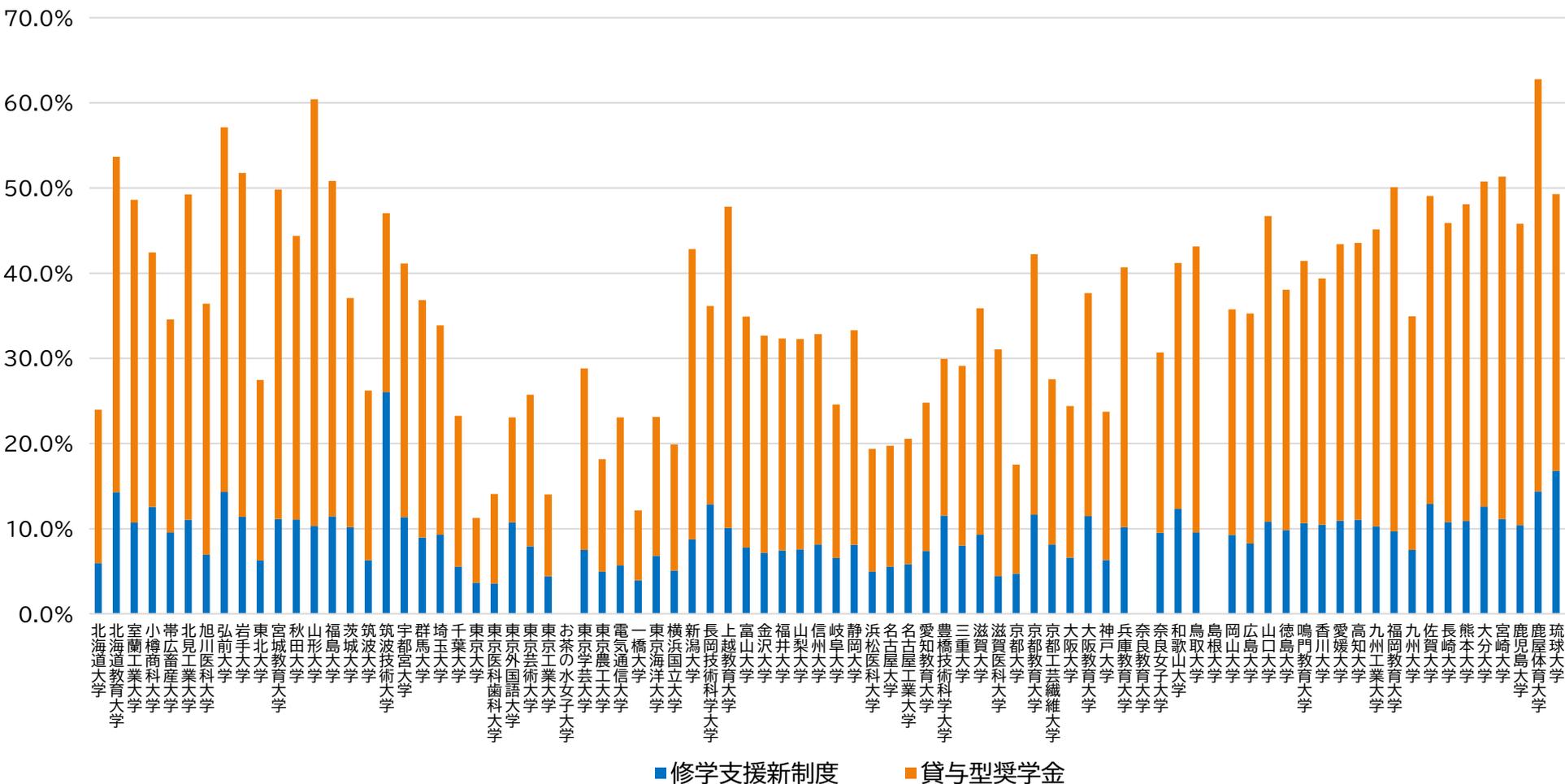
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第7条第2項に基づいて各大学がウェブサイト上で公表している「更新確認申請書(令和6年度公表分)」をもとに、各大学の受給人数を拾い上げ、学部学生数をもとに計算。一部の大学では資料がウェブサイトで見当たらず空欄(2024年8月25日時点)

大学別にみた日本学生支援機構 貸与型奨学金の 推定受給率(2022年度)



日本学生支援機構が公表している「学校毎の貸与及び返還に関する情報」をもとに、各大学の貸与者数を拾い上げ、学部学生数をもとに計算。2024年8月25日の公開情報は2022年末時点の各大学の情報。貸与者数は、2022年中に日本学生支援機構が貸与した人数

大学別にみた修学支援新制度と日本学生支援機構 貸与型奨学金の推定受給率の合計状況(2022年度)



修学支援新制度は、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第7条第2項に基づいて各大学がウェブサイト上で公表している「更新確認申請書(令和5年度公表分)」をもとに、各大学の受給人数を拾い上げ、学部学生数をもとに計算
一部の大学では資料がウェブサイトで見当たらず空欄(2024年8月25日時点)
貸与奨学金については、前掲と同じ

話題②

3. 大学財政・経営からみた学生納付金の位置

■ 授業料を値上げすることは大学にとってどのような意味を持つのか

◆ 決算報告書による収入全体に占める「授業料、入学料及び検定料収入」の割合

(各大学が法令に基づいて公表している「決算報告書」をもとに、大学別に「運営費交付金」「授業料、入学料及び検定料収入」が収入に占める割合を算出)

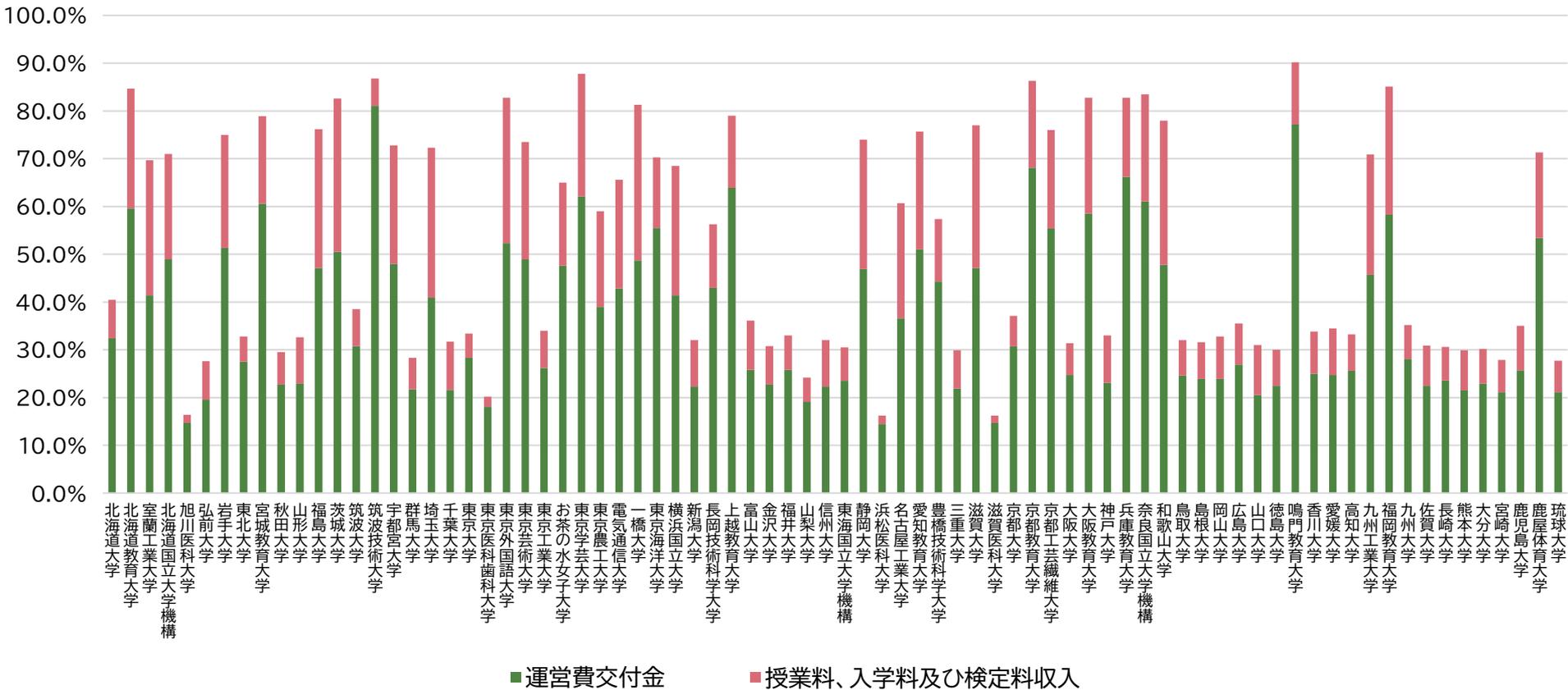
- **2022年度 国立大学全体(78機関)の平均値:8.8%**

- 上位3校:32.6%、32.1%、31.4%
- 下位3校:1.5%、1.7%、1.7%
- 医学部(附属病院)を有する42機関の平均:7.2%
- 医学部(附属病院)を持たない36機関の平均:20.8%

◆ **大学の特性によって「授業料、入学料及び検定料収入」が大学財政・経営に持つ意味は異なる**

◆ **他方で、運営費交付金が減少し、他財源への依存が高まる中で、教育活動を充実させるための財源としての学生納付金の意味には留意が必要(億単位の安定財源)**

大学別にみた法人決算での収入全体に占める「運営費交付金」 「授業料、入学料及び検定料収入」の割合(2022年度)



各大学が公表している「決算報告書(令和4年度分)」をもとに、決算から大学別に「運営費交付金」「授業料、入学料及び検定料収入」が全収入に占める割合を算出

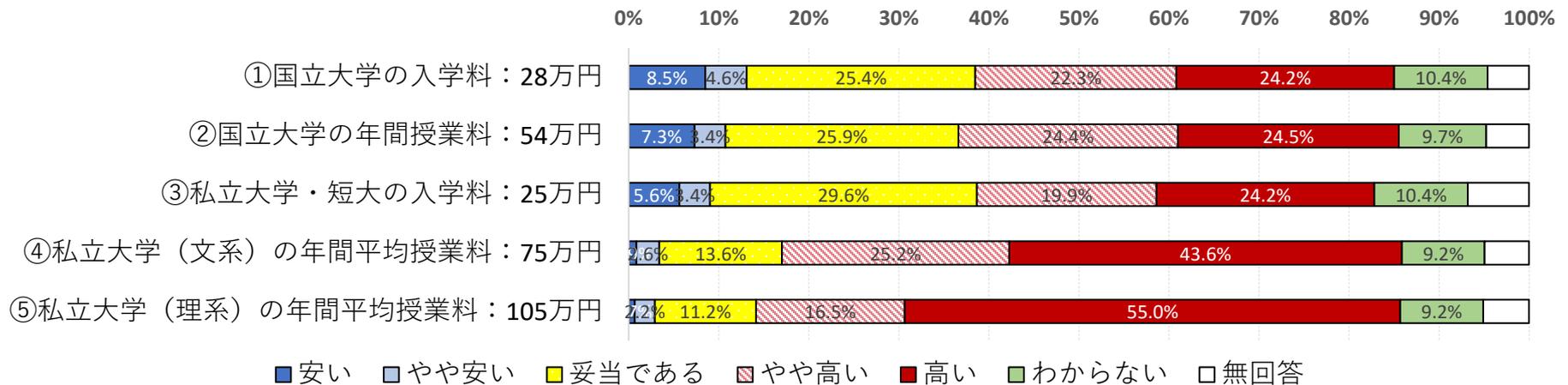
話題③

4. 価格妥当性と公費負担の可能性

■ 日本の大学の学費水準の現状は社会からどのように評価されているのか

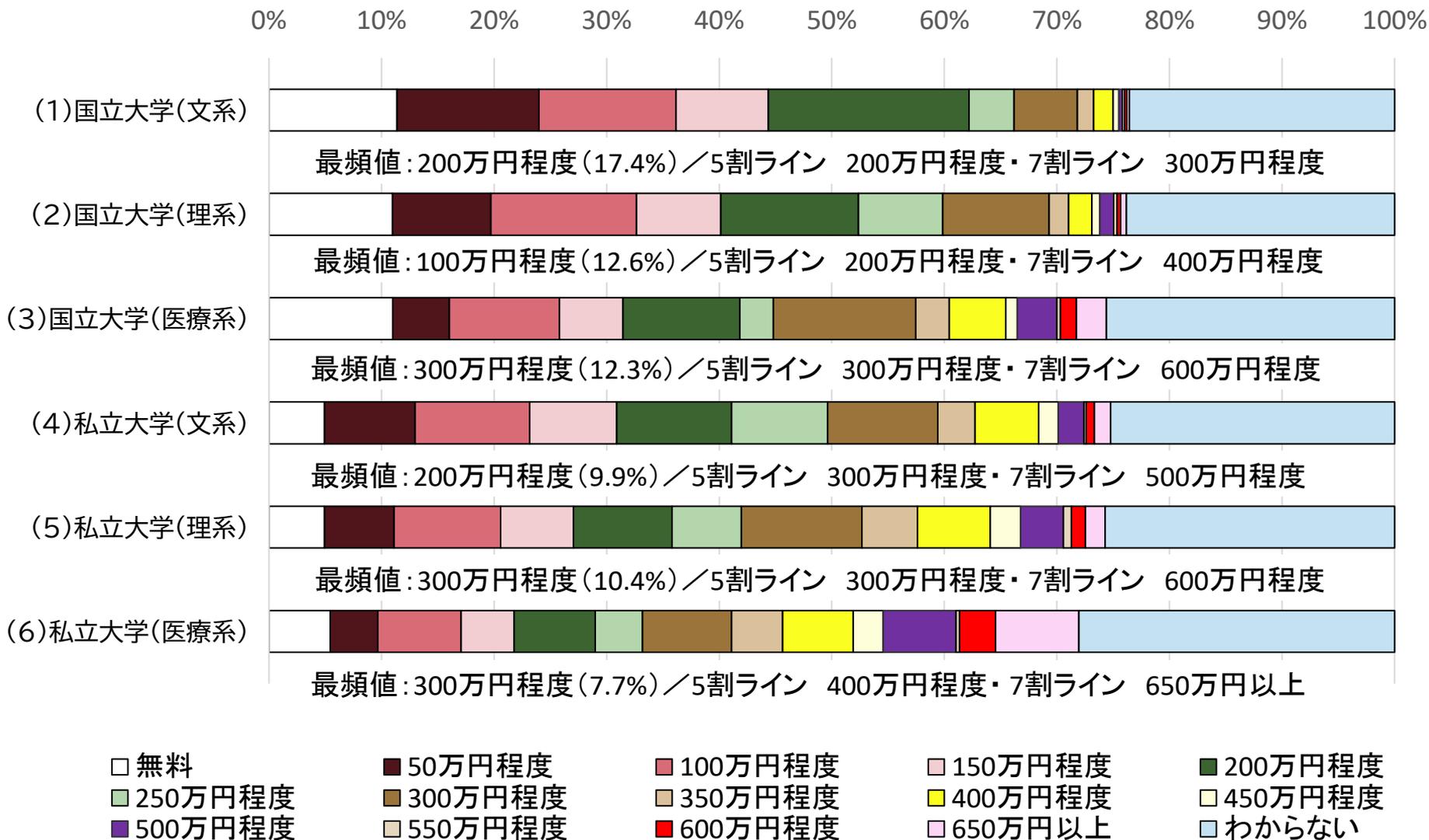
◆ 一般市民を対象とする教育費負担と奨学金制度のあり方に関するアンケート調査（科学研究費15K04346による調査）

- 「東京都」と「青森県」の2都県を対象に層化二段階方式により住民基本台帳に基づいて無作為抽出した18歳以上の有権者：2000名
- 実施時期：2017年1月発送・2月回収
- 方法・回収率：郵送質問紙法・29.4%（587件）



学費の現状に対する意識（社会調査）

入学から卒業までに大学に支払う総額として妥当と考える金額

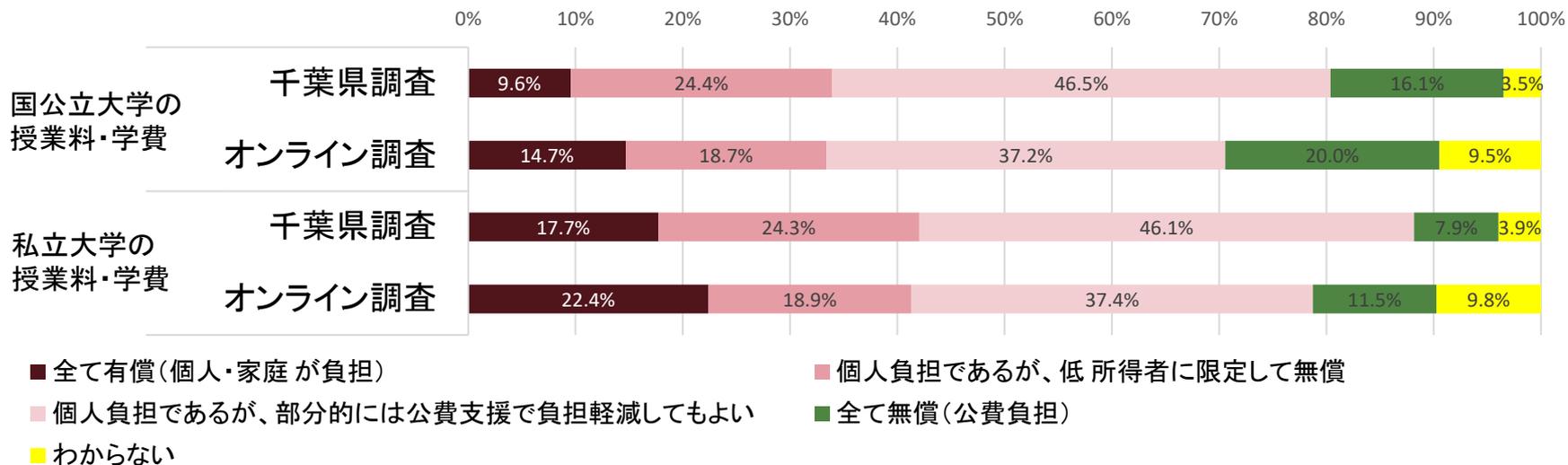


授業料・学費に関する私費・公費負担に対する意識

■ 大学の授業料・学費の経費負担に対する社会意識

(科学研究費18K02409による調査)

- ◆ 選挙人名簿から無作為抽出した千葉県内の在住者3000名を対象に行った郵送調査票調査(回答期間:2023年12月~2024年1月末、回答数630件・回答率21.0%)
- ◆ 調査会社の登録モニターを対象とした4500名を対象とするウェブオンライン調査(回答数4532件、回答期間:2024年2月)



大学の授業料・学費に関する経費負担に対する社会意識

おわりに

5. 国立大学の学生納付金の今後のあり方をめぐる論点

■ ここまでの整理と論点

- ◆ 学生納付金の構成はこのままでよいのか
 - ・ 入学料の位置付け、入学料・授業料以外の「納付金」
- ◆ 修学支援新制度・貸与型奨学金の推定受給率からみた経済的支援を必要とする学生の割合の大きさ
 - ・ 現時点でも経済的支援への依存が大きい中で、授業料値上げの持つ意味
- ◆ 大学間での各種指標には大きな差が存在
 - ・ 一括りの「国立大学」ではなく、大学特性・地域などを踏まえた丁寧な議論が必要

■ さらに付け加える論点

- ◆ 私立高校を含め中等教育の公費負担の拡充（「授業料の実質無償化」）がすすめられたなかで、高等教育の費用負担をどのように考えるか
 - ・ 大学の授業料等は国立・私立を問わず、社会からは「高い」と認識されている
- ◆ 一部の自治体（大阪・東京・兵庫）による自治体内進学者への公立大学の無償化は、今後、進学動向等にどのような影響を生じるか
- ◆ 18歳成人社会における私立大学を含めた社会構想として高等教育の費用負担構造をどのように再構築するか
 - ・ 私立大学が相対的に高額であるから国立大学をそれにあわせるという議論でよいのか
 - ・ 運営コストの増加・新たな教育上の取り組みを進めるための経費は誰が負担するべきか
 - ・ これまでの「家族負担」から「学生本人負担（後払い方式）」もしくは「社会負担」の移行をどう考えるか
 - ・ 「授業料値上げ」も「公費支援の拡充」も社会的支持が不可欠＝どのように説明し、社会的支持を得ることができるのか